

第1条 （事業の目的）

医療法人信愛会が開設する『グループホームみかんの樹』（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員及び計画作成担当者（以下、「介護職員等」という。）が、要介護状態や要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条 （運営の方針）

事業所の介護職員等は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援・要介護状態となった場合でも、利用者がその事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の包括支援センター・保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 （事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム みかんの樹
- ② 所在地 愛知県豊川市森4丁目85番地の1

第4条 （職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

〔きいろユニット〕

- ① 管理者 1名（みどりユニットの管理者と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名（常勤で介護職員と兼務）

利用者の介護サービス計画を作成する。

- ③ 介護職員 9名（常勤 5名、内計画作成担当者と兼務 1名、非常勤 4名、内みどりユニットの介護職員と兼務 3名）

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

〔みどりユニット〕

- ① 管理者 1名（きいろユニットの管理者と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名（非常勤専従（介護支援専門員））

利用者の介護サービス計画を作成する。

- ③ 介護職員 8名（常勤 4名、非常勤 4名、内きいろユニットの介護職員と兼務 3名）

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第5条 （入所定員）

事業所の定員は次のとおりとする。

18名（1ユニット9名 × 2ユニット）

第6条 （事業の内容及び利用料等）

事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

1 事業の内容

- ①入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ②日常生活動作の機能訓練
- ③療養上の世話
- ④健康チェック （週1回・訪問看護ステーション看護師による）

2 利用料

- ① 家賃 67,000円 ～ 69,000円／1ヶ月
- ② 食材費 1,600円／1日（おやつ代を含む）
- ③ 光熱水費 600円／1日
※ 月の途中の入退居については、日割りにて徴収する。
- ④ おむつ代 実費
- ⑤ 敷金 300,000円
※ 敷金については重要事項説明書に記載のとおりとする。
- ⑥ 金銭管理費 1,650円／1か月（管理を希望される場合）
- ⑦ 文書料（領収証明書） 550円／1通につき

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 全各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受け、同意を得ることとする。

第7条 （入所に当たっての留意事項）

介護職員等は、利用者に対して次の点留意するよう指示を行う。

- ① 共同生活の規則は事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 外出外泊をする場合は必ず届出書を提出する。
- ④ 電気器具の持ち込みは届け出る。
- ⑤ 原則として、面会時間は午前9時から午後8時までとする。

第8条 （緊急時等における対応方法）

介護職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または契約訪問看護ステーションに連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第9条 （非常災害対策）

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第10条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

2 前項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

第11条 （その他運営についての留意事項）

事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。
この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。
この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。
この改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。
この改正は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。